

【正誤のお知らせ】

平成 27 年 8 月 17 日

株住宅新報社 出版・企画グループ

TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
157 ページ・肢 1 の解説	1 誤り。売主が宅建業者で買主が宅建業者でない場合には、～資力確保措置をとらなければならない。	1 誤り。売主が宅建業者で買主が宅建業者でない場合、住宅販売瑕疵担保保証金の供託または住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結（以下「資力確保措置」という）を行う義務を負い、買主が建設業者である場合も、宅建業者でないのであれば、資力確保措置をとらなければならない。
365 ページ・肢 3 の 1 行目	公示完了	工事完了

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 27 年 7 月 27 日

株住宅新報社 出版・企画グループ

TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような経過措置の延長による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
464 ページ・肢 3 の 1 行目	平成 27 年	平成 30 年

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
381 ページ・肢 1 の 1 行目	床面積 10,000 m ² 以上の店舗は、	床面積 10,000 m ² 超の店舗は、